

インフルエンザ登園申出書（経過報告書）

インフルエンザによる出席停止期間の基準については、学校保健安全法施行規則第 19 条により、「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで」と規定されていることから、登園する際には、下記事項をご記入・ご確認の上、提出願います。

（*記載に際しては裏面もご参照下さい）

クラス		園児名	
-----	--	-----	--

①	受診医療機関名：	_____			
②	発症日：	年	月	日	（病気による熱等の症状が始まった日）
③	診断日：	年	月	日	（医療機関で診断された日）
④	診断型：	A 型 ・ B 型 ・ 不明 ・ その他（ _____ ）			
⑤	処方薬：	イナビル・リレンザ・タミフル・ゾフルーザ・その他（ _____ ）			

⑥ 体温の経過

	体温測定月日	測定時間：体温	備考
発症日	月 日	時 分： 度	発症後 5 日間は解熱しても必ずお休みとなります。 ※詳しくは裏面をご確認下さい。
1 日目	月 日	時 分： 度	
2 日目	月 日	時 分： 度	
3 日目	月 日	時 分： 度	
4 日目	月 日	時 分： 度	
5 日目	月 日	時 分： 度	
6 日目	月 日	時 分： 度	
7 日目	月 日	時 分： 度	
8 日目	月 日	時 分： 度	
9 日目	月 日	時 分： 度	
10 日目	月 日	時 分： 度	

上記のとおり、発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 3 日を経過しましたので、本日より登園いたします。

_____ 年 月 日 保護者名： _____

インフルエンザにおける出席停止期間（幼稚園・認定こども園・保育所等）

『出席停止期間』＝『発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで』

※ 発症した次の日を1日目として最低でも5日間は出席停止となる。

発症後3日目以降に解熱した場合には、解熱後3日を経過するまで出席停止となるため、5日を越えての出席停止となる。

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
	発症した後5日登園不可								
発熱	→ 解熱	×	×	×	×	○	○	○	○
発熱	→ 解熱		×	×	×	○	○	○	○
発熱	→ 解熱			×	×	×	○	○	○
発熱	→ 解熱				×	×	×	○	○
発熱	→ 解熱					×	×	×	○

☆ 1日のうちで発熱したり、下がったりした場合は発熱期間とします。

☆ この登園申出書(経過報告書)は、病院での医師の診断・治療後に保護者が記載し、出席停止期間終了後の初回登園時に園へと提出をお願いします。

☆ これとは別に登園許可証の提出の必要はありません。